

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法に規定する定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「電波」とは、□A以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための□Bをいう。

「無線局」とは、無線設備及び□Cの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

「無線従事者」とは、無線設備の□Dを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C	D
1	300万ギガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者	操作又はその監督
2	300万ギガヘルツ	通信設備	無線設備の操作を行う者	操作
3	300万メガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作を行う者	操作又はその監督
4	300万メガヘルツ	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者	操作

A - 2 無線局の免許人は、その住所を変更したときは、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 1箇月以内に、旧住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
- 4 10日以内に、新住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。

A - 3 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 試験電波を発射し、その電波が正常であることを確認しなければならない。
- 2 その工事が完了した後、速やかにその工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 その工事が完了した後、遅滞なく無線局の運用を再開する旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 その工事の結果について文書を提出し、総務大臣の審査を受けなければならない。
- 5 総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

A - 4 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、その無線局を□Aときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□B以内にその免許状を返納しなければならない。

無線局の免許又は登録がその効力を失ったときは、免許人又は登録人であった者は、遅滞なく□Cを撤去しなければならない。

□Dに違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	廃止した	1箇月	送信装置	の規定
2	廃止した	10日	空中線	又はの規定
3	廃止する	1箇月	空中線	の規定
4	廃止する	10日	送信装置	の規定

A - 5 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その□A又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する□Aが他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と□Bの等しい□Cを使用して測定した場合に、その回路の電力が□D以下でなければならない。

	A	B	C	D
1	副次的に発する電波	電氣的常数	擬似空中線回路	4ナノワット
2	副次的に発する電波	利得及び能率	空中線結合回路	20ナノワット
3	誘導電流	電氣的常数	空中線結合回路	4ナノワット
4	誘導電流	利得及び能率	擬似空中線回路	20ナノワット

A - 6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B
1	電界強度及び磁界強度	平均電力が50ミリワット
2	電界強度及び磁界強度	規格電力が20ミリワット
3	電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット
4	電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット

A - 7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□Aによって□Bものでなければならない。移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、實際上起こり得る□Cによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B	C
1	電源電圧又は負荷の変化	影響を受けない	振動又は衝撃
2	電源電圧又は負荷の変化	発振周波数に影響を与えない	振動又は衝撃
3	外囲の温度若しくは湿度の変化	影響を受けない	電源電圧又は負荷の変化
4	外囲の温度若しくは湿度の変化	発振周波数に影響を与えない	電源電圧又は負荷の変化
5	振動又は衝撃	影響を受けない	外囲の温度若しくは湿度の変化

A - 8 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の□Aからの許容することができる最大の偏差又は発射の□Bからの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

	A	B
1	基準周波数	割当周波数の特性周波数
2	基準周波数	特性周波数の割当周波数
3	割当周波数	基準周波数の特性周波数
4	割当周波数	特性周波数の基準周波数

A - 9 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状(以下「免許状等」という。)に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□Bのものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、□Cに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

□Dに違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	無線設備の設置場所	必要最小	の(1)から(6)まで	、 の(1)又は の規定
2	無線設備の設置場所	最適	の(1)から(4)まで	、 の(2)又は の規定
3	無線設備	必要最小	の(1)から(4)まで	、 の(1)又は の規定
4	無線設備	最適	の(1)から(6)まで	、 又は の規定

A - 10 次の記述は、無線通信の秘密の保護について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A 無線通信(電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□B の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□C がその業務に関し知り得た の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	何人も、特定の相手方に対して行われる	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2	何人も、特定の相手方に対して行われる	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
3	何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる	無線通信	無線従事者
4	何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者

A - 11 無線局は、自局に対するモース無線電信による呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 「VVV」及び自局の呼出符号を送信して、呼出しの反復を喚起しなければならない。
- 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A - 12 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

□ A	又はQSW若しくはQSY	1回
	変更によって使用しようとする周波数(又は電波の型式及び周波数)	1回
	? (「□ B」を送信したときに限る。)	1回

- | | A | B |
|---|-------|-------|
| 1 | Q SX | Q S U |
| 2 | Q S X | Q S Y |
| 3 | Q S U | Q S W |
| 4 | Q S U | Q S U |
| 5 | Q S S | Q S W |

A - 13 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 第9章(罰則)の罪を犯し □ A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ B を経過しない者
- (2) 第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号(電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときのことをいう。)又は第2号(不正な手段により免許を受けたときのことをいう。)の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から □ B を経過しない者
- (3) □ C 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | | A | B | C |
|---|--------|----|--------|
| 1 | 罰金以上の刑 | 2年 | 著しく心身に |
| 2 | 罰金以上の刑 | 1年 | 身体に |
| 3 | 懲役又は禁こ | 2年 | 身体に |
| 4 | 懲役又は禁こ | 1年 | 著しく心身に |

A - 14 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して □ A 電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に □ B させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに □ C しなければならない。

- | | A | B | C |
|---|--------------|------------------|--------|
| 1 | 臨時に | 職員を派遣し、その無線設備を検査 | その旨を通知 |
| 2 | 臨時に | 電波を試験的に発射 | の停止を解除 |
| 3 | 3箇月以内の期間を定めて | 職員を派遣し、その無線設備を検査 | の停止を解除 |
| 4 | 3箇月以内の期間を定めて | 電波を試験的に発射 | その旨を通知 |

A - 15 次の記述は、アマチュア局の免許の取消し等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、アマチュア局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて□Aの停止を命じ、又は期間を定めて□Bを制限することができる。

総務大臣は、アマチュア局の免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□C以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信用事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (6) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□Dを経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C	D
1 無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	1年	3年
2 無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月	2年
3 電波の発射	周波数若しくは空中線電力	6箇月	3年
4 電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年	2年

A - 16 アマチュア局の免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 2 速やかに措置した旨を担当検査職員に連絡しなければならない。
- 3 その措置の内容を無線局事項書の写しに記載し総合通信局長に届け出なければならない。
- 4 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 5 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、□をとることを約束する。

- 1 使用される無線通信のシステムを改善する措置
- 2 技術開発の状況が許す限り、技術的に可能な措置
- 3 使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置
- 4 電波の監視の強化等無線通信の秩序の維持に必要な措置

A - 18 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018kHz ~ 18,068kHz
- 2 18,068kHz ~ 18,168kHz
- 3 18,168kHz ~ 18,268kHz
- 4 18,268kHz ~ 18,618kHz
- 5 18,618kHz ~ 18,780kHz

A - 19 次の記述は、許可書について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。

許可書を有する者は、□B□ に従い、□C□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A	B	C
1 運用する	憲章及び条約の関連規定	無線通信の規律
2 運用する	その属する国の法令	電気通信の秘密
3 設置し、又は運用する	憲章及び条約の関連規定	電気通信の秘密
4 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律

A - 20 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の無線通信は、関係国の一の主管庁がこの無線通信に反対する旨を □A□ 。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、第 1.56 号に規定されているアマチュア業務の目的及び私的事項に付随する通信に限らなければならない。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、意味を隠すために □B□ されたものであってはならない。

アマチュア局は、□C□ に限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 通告している場合には、禁止する	略符号化	緊急時及び災害救助時
2 通告している場合には、禁止する	暗号化	緊急時
3 通知しない限り、認められる	略符号化	緊急時
4 通知しない限り、認められる	暗号化	緊急時及び災害救助時

B - 1 次のアマチュア局の免許状の訂正に関する記述のうち、無線局免許手続規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

イ 免許人からの免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。

エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

オ 免許人は、氏名を変更したときは、適宜免許状の氏名又は名称欄を訂正し、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B - 2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であって総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の □ア□ 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) □イ□ 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 □ウ□ 以下のもの
- (3) 送信設備から発射される電波の □エ□ を □オ□ 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- | | | | | |
|----------|----------|--------------|-----------------|------------------|
| 1 2分の1 | 2 4分の1 | 3 0.25 パーセント | 4 特性周波数 | 5 26.175MHz を超える |
| 6 50 ワット | 7 10 ワット | 8 割当周波数 | 9 26.175MHz 以下の | 10 0.025 パーセント |

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRI?	こちらの発射の音調は、どうですか。
イ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRP?	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。
エ QRQ?	こちらは、もっと遅く送信しましょうか。
オ QSD?	そちらは、空電に妨げられていますか。

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法及び電波法施行規則の規定によりアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許状
- イ 無線検査簿
- ウ アマチュア局の局名録
- エ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
- オ 無線設備の設置場所の変更申請書の添付書類の写し

B - 5 次の記述は、混信を避けるための措置について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

混信を避けるために

- (1) 送信局の位置及び□ア可能な場合には、□イの位置は、特に注意して選定しなければならない。
- (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□ア可能な場合には、□ウのアンテナの□エをできる限り利用して、□オにしなければならない。

- | | | | | |
|----------|--------|-------|------|-------|
| 1 業務の性質上 | 2 無指向性 | 3 空中線 | 4 特性 | 5 最小 |
| 6 技術的に | 7 指向性 | 8 受信局 | 9 均等 | 10 利点 |